

輪島市議会議員政治倫理条例（合併前の輪島市における条例）

（目的）

第1条 この条例は、輪島市議会議員（以下「議員」という。）が市民の厳粛な信託にこたえるため、市民全体の奉仕者として、常に政治倫理に徹し、誠実かつ公正に議員活動に取り組むことを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、市民全体の代表者として信頼される行動をし、地方自治の本旨に従い、その使命達成に努めなければならない。

2 政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合には、自らの潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) いやしくも市の名誉を傷つけるような行為をしないこと。
- (2) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨を遵守し、その趣旨を免れるための行為として、議員の配偶者若しくは3親等内の血族又は2親等内の姻族が経営する企業であっても、議員がその業務について実質的な支配力を及ぼしている場合は、市との請負、下請負、物品の納入及び業務の委託に係る契約をしないこと。ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。

（調査請求）

第4条 議員が前条の規定に違反していると認められるときは、議員定数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者が、当該議員についての倫理基準違反の事実を証する書面等を添えて、議長に対し、調査の請求（以下、「調査請求」という。）をすることができる。

（政治倫理審査会）

第5条 議長は、調査請求があった事項を調査及び審議するため、議長の諮問機関として輪島市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。

2 審査会の委員は、6人以内とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って

選任する。

- 3 審査会の委員は、審査会が調査請求の審査結果を議長に報告したときは、解任されるものとする。
- 4 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 5 審査会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

(倫理基準違反の審査)

第6条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに調査請求の適否及び事案の存否等の意見を審査会に付するものとする。

- 2 審査会は、審査を行うため、第2条の規定に違反していると認められる議員その他の関係者に対し、資料の請求又は事情聴取等必要な調査を行うことができる。

(議員の協力義務)

第7条 調査請求のあった議員は、審査会の要求があるときは審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査結果報告)

第8条 審査会は、審査を終えたときは、議長に審査結果報告書を提出するものとする。

- 2 議長は、前項の審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を第4条の代表者に通知し、かつその概要を公表しなければならない。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、第2条の規定に違反していると認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 当該議員に対する辞職の勧告
- (2) 倫理基準を遵守させるための警告
- (3) その他議会運営委員会が必要と認める措置

(その他)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月30日から施行する。